

## 令和4年度 第1回久留米市成年後見推進協議会

令和5年3月6日(月)

18:30～

参加者：上原委員、岡田委員、山下委員、石橋委員、松延委員、宮原委員

事務局：長寿支援課：野口課長・野口補佐・栗木・高野(進行)・井上

障害者福祉課：下津浦補佐・重永

久留米市社協：大内田課長・古賀主査・古谷主査

オブザーバー：福岡家庭裁判所1名(福富課長)

～規定に基づき、上原会長が進行～

### 次第Ⅰ 久留米市成年後見推進協議会 副会長の選出

**会長** 次第Ⅰ 久留米市成年後見推進協議会 副会長の選出について。

令和4年3月に窪田委員が退任し、新たに宮原委員が就任している。ついでには、窪田委員が副会長に選任されていたため、現在副会長が不在となっている。久留米市成年後見推進協議会設置要綱第4条第1項にて、協議会は会長および副会長を置き、委員の互選により選出するとなっており、副会長のご選出を委員の皆様をお願いしたい。なお、要綱第4条第2項にて、会長は協議会を代表し、会務を総務する、第4条第3項にて、副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは職務を代理すると規定されている。

**事務局** 事務局から提案させていただいてもよろしいか。

**会長** はい。

**事務局** 事務局としては、副会長に久留米市健康福祉部長の宮原委員としたいが、いかがか。

**会長** 委員の皆様よろしいか。

**全委員** 了承。

**会長** それでは、久留米市成年後見推進協議会の副会長は宮原委員にお願いする。

**副会長** (就任の挨拶)

### 次第Ⅱ 報告事項

1 令和3年度、令和4年度 成年後見推進事業の実施状況について **資料1**

2 久留米市成年後見制度受任調整会議について **資料2**

事務局 (**資料1**・**資料2**)に沿って順に説明)

**委員** 資料3の2の市民後見人の選任に向けてについて、令和3年度に要領の変更があり、

修了者名簿登録と候補者名簿登録というふたつの名簿があるという認識で良いか。

**事務局**もともと久留米市市民後見人候補者名簿として管理していたが、それを修了生名簿に変えた。先ほど資料1で訂正のあった市民後見人候補者名簿という名前ではなく、養成講座修了生名簿になっているのは、その変更のことである。

**委員**もう1点、フォローアップ研修の報告があるが、養成講座は開催されたのか。

**事務局**養成講座については令和3年度、令和4年度とも実施しておらず、平成24年度から26年度と、平成30年度に実施している。また、県で養成講座を実施されており、そちらについては令和3年度に久留米市から1名、令和4年度に久留米市から2名の受講があっている。

**委員**では、県の養成講座に参加した方は。

**事務局**市の修了生名簿に登録させていただくことになる。

**委員**資料1の4ページと5ページの市民後見普及啓発事業（講演会）実績について、令和3年度に社会福祉士の池田さん、令和4年度に行政書士の中村さんがご担当されているようだが、その人選はどのような基準で依頼されたものか。

**社協**講演会の講師については、社会福祉士の前が司法書士の方が何回か続き、その前は弁護士だったので、次はどの専門職の方をお願いしようかと思ったときに、久留米市で活動しているワンストップリーガルネットに講演について相談したところ、中村先生を紹介いただき依頼することになった。

**委員**資料2について。受任調整会議実施状況を見ると、基本的に第一候補が最終的な候補者になっているように見受けられるので、第一候補が断られた回はないように見受けられる。法人後見について令和4年1月17日は久留米市社会福祉協議会になっているが、その他は一般社団法人いけだ社会福祉士事務所が二回候補者になっているようだが、久留米市社会福祉協議会か、いけだ社会福祉士事務所か、どのような判断で決まったのか。最近、久留米市のNPO法人の代表者が業務上横領か何かで起訴されたというのをネット記事でみて、久留米市社協は問題ないとしても、その他の法人が果たして横領などの問題がない法人なのかどうかきちんとみたくて候補者として推薦しているのか。法人後見の候補者の選任の状況や理由について聞きたい。

**事務局**まず、受任調整会議のなかで、法人後見や市民後見という項目が出た場合については、事務局で候補者を調整させていただくこととなっている。法人後見の候補者については、福岡家庭裁判所久留米支部において選任の実績のある団体としている。そのうえで久留米市社会福祉協議会の法人後見受任の内容と、いけだ社会福祉士事務所に選任の状況を直接話させていただいたうえで、候補者として選任している流れである。

**委員**そうすると、久留米市社協は問題ないとしても、いけだ社会福祉士事務所の財産状況、定款や財産関係の貸借対照表などの財務関係資料でチェックしているわけではないということか。

**事務局**ご指摘のとおり、NPO法人の財務状況や財産については、確認していないというの

が現状である。先ほど説明したとおり、法人後見として、家庭裁判所久留米支部で法人後見として受任している団体として、現時点では久留米市社会福祉協議会といけだ社会福祉士事務所があると確認しているため、その二つを事務局で割振りさせていただいているというのが現状である。

**会長**これはやはりチェックしていったほうがよろしいか。

**委員**可能であればだが、その権限があるかという問題もある。ただ、市で推薦した団体が何か問題を起こしたとなると、推薦した責任という話が出てくる可能性もあり得ると思うので、推薦する際にはそれなりにきちんとした法人を推薦するべきではないかと思う。ただ、どこまで監督や調査をすれば良いかという問題もあるので、今後、もし、推薦する法人が増えてくるようであれば、慎重に判断されたほうが良いと思う。

**会長**貴重なご意見ありがとうございます。ぜひ、問題提起として、他の市がどうなっているのか含めて、話を進めていただけたほうがよいと個人的にも思う。委員の先生方どうでしょうか。

**全委員**意見なし

**会長**またお気づきの点があれば、事務局の方へお問い合わせいただければと思う。

### 次 第 Ⅲ 協 議 事 項

#### 市民後見人の選任について **資料 3**

事務局 (**資料 3**) に沿って説明)

**会長**先ほど協議事項として委員の皆様ぜひご意見をということで挙げられたのが、市民後見人に求められる資質、資質をみるための面接の評価内容・項目、どういったことを聞いたらいいか、また担い手を確保していくために必要なことであった。それ以外もお気づきの点があれば意見をお願いしたい。

**委員**先ほどの質問と重なるが、養成研修は行われなかったということだが、募集はしていたのか。

**事務局**募集は行っていない。

**委員**ホームページをみたら令和4年7月から12月までの募集とあったが。

**事務局**それは県社協が主催している養成講座のことである。

**委員**3 ページのA 市民後見人受任までの流れというところで、④⑤は上段と下段と分かれており、市民後見人候補者名簿登録から受任調整会議を経る人と、法人後見運営委員会を経る人がいるようだが、これはもともと法人後見の支援員として担当されていた方と、上の方はそういった担当をされていない方ということか。

**事務局**ご指摘のとおりである。後段部分については、法人後見支援員等を経てリレー方式で市民後見人として引き継ぐ案件の事例の流れである。上段部分は、それ以外の事例での流れである。

**委員**そうすると、法人後見支援員になるときに、すでに面接、マッチングなど、どなたを

支援員として選ぶかということはずでに行われていることになるのか。そのうえで、市民後見人に求められる資質や面接評価内容ということで、法人後見支援員をしている人と、していない人とで面接が異なるわけではなく同じ面接で尋ねるということによろしいか。すでに法人後見支援員につけるときに、ある程度後見センターでふり分けをされていて、さらに面接をするというのは、すでに聞かれていることもあると思う。同じことを聞いてもあまり意味がないと思うし、さらに聞くとなるといろいろ考えなければいけないと思ひ尋ねたところであった。

**社協**久留米市社協で行っているのは、日常生活自立支援事業と法人後見事業であり、その支援員になってもらうにはパート職員として雇用するための面接を実施している。ただ、あくまで市民後見人としてではなく、法人でのパート職員としての採用のために面接を実施している。そこでスキルを高めてもらい、家庭裁判所に事務報告を出すなどをしてもらった方たちの中から、さらに市民後見人の候補者名簿に登録したいという方がいた場合は、市で改めて面接をして、市民後見人単独としての受任ができるか、ふさわしいかというものの面接になる。市民後見人が誕生した際には、私たちも後見監督人として活動していきたいと思っている。最初はやはりリレー方式で、今現在持っている方たちを社協が辞任して、市民後見人にリレーするという形をとりたい考えもある。

**委員**パート職員として採用するときの面接は、差し支えなければどのような事項を聞いているのか教えていただきたい。

**社協**パート職員の面接においては、まず登録票と履歴書を書いてもらい、久留米市社協の事務局長、総務課、生活支援課長で面接させていただいている。日常生活自立支援員に登録してもらうには、市民後見人を目指す方については、久留米市の養成講座を修了された方、名簿登録をされている方、もしくは福岡県社会福祉協議会が主催している市民後見人養成講座を修了された方、そしてほかの団体に属されていない方等要件があり、それをクリアした方が応募できる。

**委員**将来市民後見人になることを見越して、市民後見人の活動に関わる内容も面接のときに聞いてはいるのか。要件にあてはまるか、あてはまらないかのチェックが主で、市民後見人の活動については特段、面接の中では聞いていないということで良いか。

**事務局**詳しくは聞いていない。

**副会長**資質ということで協議事項になっているが、求められる知識やスキルのなもの、人格、地域福祉的な活動の実績など非常に多岐にわたると思う。事務局で素案を示してもらおうと、それに対して意見はしやすい。様々な視点、特に人格的なところをどう見るかというところは非常に大切であるため、案を示していただけると助かると思うが、事務局で出せるようなものはあるか。

**会長**家庭裁判所に出席いただいているが何かあるか。

**オブザーバー**オブザーバーということで、一般的な話にはなるが、話が出ている平成 31 年 3 月 31 日のこちらからお渡しした通知に市民後見人に必要と考える能力ということを

記載しているので面接のときに確認していただくのはひとつの案にはなると思う。

**会長**それは今あるか。

**事務局**現在、案を作成しているわけではないが、本人の意思を後見人がどう汲んでいくのかという意思決定支援研修も多くあっており、被後見人の立場にどう寄り添えるか、その方の立場になれるのかということは必要かと思う。そういった意思決定支援の観点での項目はいかがか。

**副会長**そういったものを整理していただいたら良い。技術的なものや知識は習得できるが、寄り添うとか、コンプライアンスのところが非常に大切になるので、それをどういった視点で評価するのか、よく考えないといけない。実績でいくのか、面接でより深く聞くのか。家裁からも視点のご助言をいただいたので、整理すればすぐできると思うので、ある程度の骨格を押さえて、それぞれ専門的な立場から委員にご意見をいただくとした方が、より議論が深まるのではないかと思う。

**事務局**具体的な案を今回提示できていないため、具体性にかけているのでご意見をもらいくいのはご指摘のとおりだと思う。全体的に私どもが考えているのが、資料3の2ページ登録の基準のなかで、特に「②意欲がある」、「ある程度継続的に実行できる健康状態・生活状態である」、「③社会貢献への熱意、高い倫理観」。先ほど委員からご指摘がありましたように、いろんな不正などもある。これまで法人後見の支援員として社協の法人後見の支援をしてきた方でも、個人受任になるため、倫理観や誠実に後見業務をできるかどうか、それをさらに理解しているか、そういった視点が必要と考える。具体的な基準が見えにくいので、次回の会議の中で具体的な案を提示させていただければと思う。

**委員**1点思ったのは、コミュニケーション能力ではないかと思う。高齢者、認知症がある方、知的障害、精神障害、いろんな方がいるが、コミュニケーションを取れることが第一だと思う。面接の際に話をしている何か引っかかるなという人ははずれていくことになるのだろうが、一方的に自分の話をしていくのではなく、聞く力、本人の訴えを聞いて、意思決定支援ということで生かせるような方というところで、まずはコミュニケーションが非常に大事だと思う。意思疎通や会話が難しい方を担当する方もいるかもしれないが、そういった場合でもちょっとした意思表示を汲み取れるような方がいいのではと思う。

**委員**これを言語化するにはどうしたら良いか非常に悩んだが、先ほど言われていたようにコミュカや、いかに柔軟であるか、悩むことが多々あるため、自分の判断ではなく、中核機関からの支援を受けられるか、一定以上の学力、理解力や判断力。研修を受けたら熱意さえあれば登録できるという流れだと思うので、その知識や学力を考えると、対象が先ほど言われていたようにパートに登録して熱意のある方だと思う。たとえば介護支援専門員など専門職の方が市民後見人となると、質が一定数担保されるのかなと思う。県の養成講座に少し関わったことがあり、どうしても対象がリタイアされた方や、民生委員・児童委員で熱意のある方が多い中で、福祉的視点や医療的視点がある専門職の方も市民後見人として携わっていただくと広がるのかなと思った。

**会長**先ほど委員からいくつか挙げていただいたが、事務局のほうから再度案として示していただきもう一度議論を深めさせていただければと思う。

それでは、今後担い手を確保していくために必要であると考えられること、についてご意見をお願いしたい。

**委員**この質問は、今の取組では不十分だからもっと数を増やさないといけないということでの協議事項なのか。問題意識がどこにあるか事前に教えていただきたい。

**事務局**課題としては、先ほど説明したように専門職の後見人が増えてきている。ただ、久留米市でも去年の1月から受任調整しているが、専門職の中でも人材が厳しいというご意見をいただいているところである。一方で、市民後見人も誕生までに時間も要しているところもある。現状として非常に後見の件数は増えてきているが、後見人になり得る、なっていただくような人材がもうだいぶ枯渇しているのではないかと考えており、具体的に確保していく方策があればと思い、協議事項にさせていただいている。

**会長**これはどこでも挙げられる問題点だと思う。やはり、リタイアされた方や年齢が高い方、熱意はあってもそういった部分で数が少なくなってしまう。比較的若い方に担い手になっていただけるために、数を確保するためにどうしたら良いか、非常に難しい問題だが何か意見があればお願いしたい。

**委員**非常に難しいと本当に思う。今少しずつ進んできてはいるが、実際まだ浸透していないというのが現状だと思うので、一番はやはり広報活動。ただ、広報を闇雲にではなく、対象をどこに絞っていくのかというのが効果があるのではないか。

**会長**実際には広報活動で増やすために、市としても市社協としても対策をしていることはあるか。

**事務局**後見人の方を増やす広報は具体的にできていないというのが現状である。先ほどお示したように、市民後見人の養成については県にお任せしているというのが現状である。一方で、NPO法人などの団体が後見に関する相談会を開催していることが最近非常に多くなってきたと感じている。後援はしているものの、相談した方がどうつながっているのかというのは把握できていない。広報がうまくできていないというのが現状である。

**委員**平成27年度の登録者が49名いたのが、令和3年度は31名まで落ち込んでいるのは、いろんな事情はあるのだろうが、おそらく、せっかく登録したにも関わらず、実際に市民後見人になれないから、あきらめられたというのが一定程度あるのではと思う。なので、実際、第一号市民後見人に選任されて活動される方がでてきて、その活動が皆さんに広く知れ渡るようになると、今後の活動次第だとは思うが私もやりたいという方が出てくるのではないかと思う。ちなみに、県社協ではなく久留米市社協独自で養成講座をやっていく予定は特になのか。コロナだからやめている、コロナが終わったらまた復活させるなどそういったことは考えているのか。

**事務局**市民後見人の養成は、平成30年度に久留米市と市社協が連携して行った。平成27年度からの推移については、委員ご指摘のとおりかなり減っている。市民後見人の養成は

したものの、市民後見人になる要件なども分からなかったため、フォローアップをしているが市民後見人になる道筋が見えていなかったというのが現状であった。今回、その道筋を立てるためのやり方をご意見いただき、確立させたいという思いから提案させていただいている。養成については、来年度、久留米市独自で行うことは今のところ考えていないが、道筋ができれば将来的には久留米市としても養成講座を行い市民後見人を養成していきたいと考えている。

**委員** 県の社協、県での養成講座だと、そこまで行かないといけないのか、オンラインでできるかどうか分からないが、どうしても久留米市民としては遠いような感じがする。久留米市でも養成講座を行うために広報活動を行うといったことが重要になってくると思うので、ぜひ久留米市でも独自に養成講座をまた復活していただくのが、一番のきっかけじゃないかと思う。

**会長** 養成講座の復活も一つだと今上がったが、広報と養成講座の他にご意見はないか。

**委員** チラシを配っただけではなかなか集まらないので、個人的に声をかけていくのは重要になってくる。声をかけるといっても、福祉関係の方、NPO 法人でも社会福祉法人でも、障害のある方や高齢者に接していらっしゃる方は知識経験が豊富であり、そういった関係の方が一番やりやすいし、ふさわしいのかなと思う。福祉関係の法人の従業員の方に、個別に勧誘していくというのが一番確実な方法ではないかと考える。個別に勧誘されるとなかなか断りにくいという方もいらっしゃるので、一般的にチラシを撒くというのも重要ではあるが、それプラス個別の声掛けが必要になってくるのではと思う。

**会長** ありがとうございます。他にいかがでしょう。

**全委員** 意見なし。

## 次第Ⅳ その他

### 次期協議会委員の推薦依頼について

**事務局** 本会議の委員の任期については2年と定めさせていただいており、令和5年3月31日で2年満期になることから、来期の委員の選出をお願いしたい。別途、各所属団体にご依頼させていただく。

**会長** 本日本日予定の議事は全て終了したが、委員の皆様から全体を通して質問・意見等があればお願いしたい。

**委員** 資料2の受任調整会議について、入院されている方が対象者に上がっていることが多いが、受任調整会議なので市長申立てが前提のケースだと思うが、ここに上がってくるまでの前段階、申立てをするにあたっての本人の自己決定というところから、会議など経過の把握はしているか。

**事務局** まず、長寿支援課や障害者福祉課の職員が本人と面談させていただき、本人の意向

の把握と、関係機関等あれば本人についての情報などを収集したうえで、最終的に市長申立てにするかどうかを判断している。

**委員**入院の方が多いので、病院でのカンファレンスの中でそういう話があるのかなと想像するが、成年後見というのは権利を守ることでもあるが、権利を奪うということでもあるので、そこは慎重に行っていく必要があると思う。

**委員**受任調整会議について、すんなり特に問題なく、第一候補・第二候補それぞれ各事例決まっているのか、それとも困難事例等もあり、なかなか候補が決まらないという事例が多いのか、受任候補団体を決めるにあたって何か問題点があれば教えていただきたい。

**事務局**すべての事例ですんなり決まっているわけではない。各委員のご意見のなかで、論点として特に法律的な部分で見解が分かれる場合が最近が多い。委員の協議のなかで、結果的には第一候補・第二候補の合意をいただいている。事例を提供するなかで、委員が知りたいところまで全部確認が取れていないなどの部分があるなかで調整をお願いしていることもある。事務局の事前の資料作成や調査が足りていないケースはあると思っているが、回を重ねそういう部分は解消されてきているところもある。

**委員**では一応、全会一致で決まっているということか。

**事務局**最終的には「やむなし」も含め全会一致として回答いただいている。

**会長**他にはないですか。

**全委員**意見なし。

—令和4年度 第1回久留米市成年後見推進協議会 終了—